

関西メディアタイアップPR事業 業務委託仕様書（案）

1 事業の目的

各種メディアを活用し、伊丹 - 福島間の定期便利用旅行商品の広報を促進し、大阪・関西方面から福島空港を利用した本県への誘客を拡大させることで、福島空港大阪定期便利用者の増加、東日本大震災後の原発事故に伴う風評被害の払拭・風化対策及び観光振興を図ることを目的とする。

2 業務名

関西メディアタイアップPR事業

3 委託業務の内容

(1) 業務内容

下記の条件を満たす旅行商品の造成及び広報を実施すること。

なお、委託料は下記「イ 旅行商品の広報」にのみ支出すること。

※予算上限額：金 8, 4 3 3, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

ア 旅行商品の造成

① 旅行商品は、伊丹空港を出発して福島空港に着陸する定期便を利用すること。

なお、伊丹-福島空港間は往復での利用を基本とし、誘客拡大の観点及び行程上やむを得ない場合に限り、片道利用のコース設定も可とする。ただし、片道利用のみ商品造成は認めず、往復利用での商品を1コース以上設定すること。

② 旅行商品出発日の設定本数（回数）は2本（回）以上とし、委託期間内での設定日のピークを季節別に2度以上分けること。

例）8月（夏）設定：2本、2月（冬）設定本数：2本

③ 旅行商品は、旅行業法第3条の登録を受けた第一種旅行業務又は第二種旅行業務を取り扱う事業者が造成すること。

④ 旅行商品は、福島県内の周遊及び福島県内に宿泊するものとする。

なお、近隣県への周遊又は宿泊を含めることも可とするが、設定行程のうち、福島県内での周遊及び宿泊の比重を超えない範囲内とすること。

⑤ 旅行商品のうち1種類には、必ず福島県浜通り地域の周遊を含めることとし、「震災からの復興の姿と魅力的な観光資源を組み合わせた「福島の今」を体感できる」ものとする。

イ 旅行商品の広報

① テレビを含む各種メディアを活用して広報すること。なお、テレビ広報のための制作及び放映料等の経費一式並びに必要に応じて実施する現地視察等に要する旅費及び視察先での入場料、飲食代は委託料の中から支出すること。

② 旅行商品催行による目標誘客人数は、400人とする。

(2) 留意事項

ア 業務の進行管理

- ① 受託業務の開始時期及び終了時期並びに受託期間内において、福島県又は受注者が必要と認める時期に随時打合せを行うものとする。
- ② 業務完了後、速やかに報告書を作成し、福島県に提出すること。
- ③ 受注者は、受託業務の執行に関して、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、遅滞なく福島県に連絡し、指示を受けるものとする。

イ 円滑かつ効果的な業務の実施

- ① 受注者は、受託業務の遂行上必要とする資料の収集に当たり、関係機関の協力を得る必要がある場合は、予めその趣旨を福島県に連絡した上でこれを行わなければならない。
- ② 本事業の実施にあたり、福島県が必要とする関係機関への諸手続については受注者が代行するものとする。

ウ 事業費の取り扱い

- ① 編集、調査、報告等の一切の経費（交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。
- ② 業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを事前に福島県に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。

エ 情報資産の管理

個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。

4 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月16日（月）まで

5 成果品

事業実績報告書（任意様式）

6 提出書類

受注者は福島県に対して、委託契約書で定めた書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届（別記第1号様式）
- (2) 総轄責任者通知書（別記第2号様式）
- (3) 実施工程表（任意様式）
- (4) 完了届（別記第3号様式）
- (5) 事業実績報告書
- (6) その他甲が必要と認める書類

(別記第1号様式)

着 手 届

令和 年 月 日

福 島 県 知 事

住 所
商号又は名称
代 表 者

下記のとおり事業に着手したので届け出ます。

記

- | | | |
|---|-------|-------------------|
| 1 | 委託業務名 | 関西メディアタイアップPR事業 |
| 2 | 着 手 日 | 令和 年 月 日 |

本件担当者：
本件責任者：
連 絡 先：

(別記第2号様式)

総 轄 責 任 者 通 知 書

令和 年 月 日

福 島 県 知 事

住 所
商号又は名称
代 表 者

下記のとおり総轄責任者を定めたので、通知します。

記

- 1 委託業務名 関西メディアタイアップPR事業
- 2 総轄責任者

職 :
氏 名 :
連絡先 :

本件担当者 :
本件責任者 :
連 絡 先 :

(別記第3号様式)

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

福 島 県 知 事

住 所
商号又は名称
代 表 者

下記のとおり業務を完了したので、届け出ます。

記

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 委託業務名 | 関西メディアタイアップPR事業 |
| 2 | 完 了 日 | 令和 年 月 日 |
| 3 | 成 果 品 | 事業実績報告書 1部 |

本件担当者：

本件責任者：

連 絡 先：

別記 2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。